

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.8

風が支配するグローバル金融市場の向かう先 他

=====

<<index>>

- [1. 風が支配するグローバル金融市場の向かう先\(大山\)](#)
 - 2. 最終局面を迎えた？ TBTF 問題の解決に向けた取組み(岩井)
 - [3. 12 月利上げの可能性が再浮上\(祖父江\)](#)
 - [4. セミナー最新情報\(2015 年 11 月時点\)](#)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

最終局面を迎えた？ TBTF 問題の解決に向けた取組み(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

大き過ぎて潰せない問題(Too Big to Fail 問題、TBTF 問題)に向けた規制対応が大詰めを迎えています。金融安定理事会(FSB)がグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)の破綻処理を円滑に進めるための一連の規制文書を公表し、TBTF問題を終結させる意向を示しています。今回FSBが公表した文書には、総損失吸収力、いわゆるTLAC(Total Loss-Absorbing Capacity)の原則に関する最終報告書のほかに、破綻処理手続きの域外効力に関する原則、破綻処理に関する各国当局間の情報共有に関するガイダンス、G-SIBの秩序ある破綻処理の支援に必要となる一時的資金調達に係るガイダンス(資金調達ガイダンス)、破綻処理時の業務継続の支援に係るガイダンス(業務継続ガイダンス)等が含まれています。

このうちFSBがTBTF問題を終えるうえで最も重視してきたのはTLAC要件です。最終文書で示されたTLAC要件では、G-SIBに対して、(1)2019年1月の制度適用から2021年12月までは、リスクウエイト対比で16%、レバレッジエクスポージャー対比では6%に相当する額をTLACとして保持することを求め、(2)2022年1月以降は、それぞれ18%、6.75%の基準を適用することが決まりました。これらの数値基準は2014年の市中協議文書で示されていた基準の範囲内であったことから、G-SIBへの影響(つまり、追加で調達しなくてはならない資本/負債額)も予想の範囲内に収まることになりました。更に、FSBの最終基準では、破綻したG-SIBへの資本再構築策(recapitalization)として事前に積み立てられたファン

ドを認める扱いも採用されました。日本の預金保険制度もこの事前積み立てファンドとして活用される可能性が高まったことから、TLAC 要件が日本の G-SIB(メガ 3 行)に与える影響も大きくはないという評価が聞かれています。

このようにグローバルベースでの TFTB 対策は“大詰め”を迎えているとされているのですが、これで TBTF 問題が完全に解決されることになる、あるいは、TLAC の影響は限定的であると考えるのは少々時期尚早でしょう。というのも、第一に、G-SIB も含んだ大手金融機関の破綻処理を整然と進めていけるかどうかは、まだよく分かっていないからです。TLAC も含む様々な規制要件によって、大手金融機関の破綻処理に係る制度自体は徐々に構築されてきましたが、実際にこれらの制度が想定通りに機能するかどうかは未だに不確実な状況にあるからです。それゆえ、FSB は今般、資金調達ガイダンスや業務継続ガイダンスを公表し、破綻処理時に十分な流動性を確保し、経済・金融市場にとって重要な機能やサービスが継続的に提供されるようにするための措置を示しているわけです。従って、TBTF 問題を解決するには、金融機関自身が破綻処理を容易にさせるべく、組織体制や契約関係を見直すことが必要になるほか、銀行以外の金融セクター(ノンバンク)の破綻処理も信頼に足るものであることが必要になります。また、クロスボーダーの破綻処理を円滑に進めるには、当局間の十分且つ迅速な情報共有も必要になります。

第二に、FSB の TLAC 要件が国際的な最低基準に過ぎないという点です。実際に、FSB の最終文書の数日前に米国連邦準備制度理事会(FRB)が米国における TLAC 要件の市中協議文書を公表し、そのなかで、FSB 基準よりも厳格な要件を課しています。つまり、TLAC が各 G-SIB に与える影響、更には、金融セクターや金融市場全体に与える影響を把握するには、FSB の基準を踏まえたうえで、各国がどのような TLAC 要件を課すのか、その結果、グローバルでみた場合の TLAC 要件や破綻処理の手続きがどのような姿になるのかを見極める必要があるといえます。

いずれにしても、TBTF 問題が終結したかどうかを占ううえでは、FSB から出された一連の破綻処理制度に関する文書を受けて、各国当局と各金融機関が今後どのような対応をとっていくのか、引き続き注目していく必要があるでしょう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。